

農林水産省補助事業

中国輸入食品海外製造企業 登録管理規定（仮訳）

2021年5月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

農林水産・食品部 農林水産・食品市場開拓課

本資料は、中国税関により 2021 年 4 月 12 日付で公布された「中国輸入食品海外製造企業登録管理規定」(2022 年 1 月 1 日施行)をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文もご確認ください。

海关总署第 248 号令(关于公布《中华人民共和国进口食品境外生产企业注册管理规定》的令)

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/3625372/index.html>

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

中華人民共和國税関総署令
第 248 号

「中華人民共和國輸入食品海外製造企業登録管理規定」は、2021 年 3 月 12 日、税関総署署務会議での審議・可決を経て、ここに公布し、2022 年 1 月 1 日から施行する。2012 年 3 月 22 日旧国家品質監督検査検疫総局令第 145 号として公布され、2018 年 11 月 23 日税関総署令第 243 号に基づき改正された「輸入食品海外製造企業登録管理規定」は、同時に廃止する。

署長 倪岳峰

2021 年 4 月 12 日

中華人民共和国輸入食品海外製造企業
登録管理規定

第一章 総則

- 第1条 輸入食品海外製造企業の登録管理を強化するため、「中華人民共和国食品安全法」及びその実施条例、「中華人民共和国輸出入商品検査法」及びその実施条例、「中華人民共和国輸出入動植物検査法」及びその実施条例、「食品等の製品の安全監督管理強化に関する国務院の特別規定」等の法律、行政法規の規定に基づき、本規定を制定する。
- 第2条 中国国内向けに食品を輸出する海外製造、加工、貯蔵企業（以下、「輸入食品海外製造企業」という）の登録管理に本規定を適用する。
前項に定める輸入食品海外製造企業には、食品添加物、食品関連製品の製造、加工、貯蔵企業を含まない。
- 第3条 税関総署は、輸入食品海外製造企業の登録管理業務について統一的責任を負う。
- 第4条 輸入食品海外製造企業は、税関総署の登録を受けなければならない。

第二章 登録条件及び手続

- 第5条 輸入食品海外製造企業登録の条件は、次のとおりである。
- (一) 所在国（地域）の食品安全管理体系が、税関総署の同等性評価、審査に合格している。
 - (二) 所在国（地域）主管当局による承認を経て設立され、その有効な監督管理下にある。
 - (三) 有効な食品安全衛生管理・防御体系が確立されており、所在国（地域）において合法に製造及び輸出を行い、中国国内向けに輸出する食品が中国の関連法律法規及び食品安全国家基準に適合するよう保証できる。
 - (四) 税関総署と所在国（地域）の主管当局が協議の上で定めた関連の検査検疫要件に適合する。
- 第6条 輸入食品海外製造企業の登録方式には、所在国（地域）の主管当局による推薦登録と企業による申請登録がある。
税関総署は、食品の原材料の供給元、製造加工工程、過去の食品安全データ、消費者群、食用方式等の要素分析に基づき、国際慣例を踏まえ、輸入食品海外製造企業の登録方法と申請資料を確定する。
リスク分析を経た、又は何らかの食品のリスクに変化が生じていることを示す根拠を有する場合、税関総署は、対応する食品の海外製造企業の登録方式と申請

資料について調整を行うことができる。

第7条 次に掲げる食品の海外製造企業は、所在国（地域）の主管当局が税関総署に登録を推薦する（ジェトロ注：カッコ内は中国語原文）。肉及び肉製品（肉与肉制品）、ケーシング（肠衣）、水産物（水产品）、乳製品（乳品）、ツバメの巣及びツバメの巣製品（燕窝与燕窝制品）、ミツバチ製品（蜂产品）、卵及び卵製品（蛋与蛋制品）、食用油脂及び搾油原料（食用油脂和油料）、餡入り小麦粉製品（包馅面食）、食用穀類（食用谷物）、穀類製粉工業製品及び麦芽（谷物制粉工业产品和麦芽）、生鮮及び乾燥野菜並びに乾燥豆類（保鲜和脱水蔬菜以及干豆）、調味料（调味料）、堅果及び種子類（坚果与籽类）、ドライフルーツ（干果）、未焙煎の珈琲豆及びカカオ豆（未烘焙的咖啡豆与可可豆）、特別用途食品（特殊膳食食品）、保健食品（保健食品）。

第8条 所在国（地域）の主管当局は、登録を推薦する企業に対して審査及び検査を行い、登録要件に適合することを確認した後、税関総署に登録を推薦するとともに、以下の申請資料を提出しなければならない。

- (一) 所在国（地域）主管当局の推薦状
- (二) 企業リスト及び企業登録申請書
- (三) 所在国（地域）主管当局が交付した営業許可証等、企業の証明書類
- (四) 所在国（地域）主管当局による推薦企業が規定の要件に適合する旨の声明書
- (五) 所在国（地域）主管当局が関係企業に対して審査及び検査を行った審査報告書

必要時に、税関総署は、企業の工場、製造ライン、冷凍冷蔵庫の平面図、及び工程フローチャート等、企業の食品安全衛生及び防御体系に係る文書の提出を求めることができる。

第9条 本規定第7条に掲げた食品以外のその他食品海外製造企業は、自ら又は代理人に委託して税関総署に登録申請を行うとともに、以下の申請資料を提出しなければならない。

- (一) 企業登録申請書
- (二) 所在国（地域）主管当局が交付した営業許可証等、企業の証明文書
- (三) 本規定の要件に適合することを誓約する旨の企業の声明書

第10条 企業の登録申請書の内容には、企業名、所在国（地域）、製造地住所、法定代表者、担当者、連絡先、所在国（地域）主管当局が承認した登録番号、登録申請食品種別、製造種別、製造能力等の情報を含まなければならない。

第11条 登録申請資料は、中国語又は英語で提出しなければならないが、関係国（地域）と中国との間で登録方式及び申請資料について別段の取決めがある場合は、双方の取決めを適用する。

第12条 所在国（地域）主管当局又は輸入食品海外製造企業は、提出資料の真実性、完全

性、合法性に対して責任を負わなければならない。

第13条 税関総署は、自ら又は関係機関に委託して評価審査チームを組織し、書面検査、映像検査、現場検査等の形式及びその組み合わせにより、登録を申請した輸入食品海外製造企業に対して評価及び審査を実施する。評価審査チームは、2名以上の評価審査担当者により構成する。

輸入食品海外製造企業及び所在国（地域）主管当局は、上述の評価審査業務の実施に協力しなければならない。

第14条 税関総署は、評価審査状況に基づき、要件に適合する輸入食品海外製造企業の登録を行うとともに中国での登録番号を交付し、所在国（地域）主管当局又は輸入食品海外製造企業に書面で通知する。要件に適合しない輸入食品海外製造企業に対しては、登録を行わず、その旨を所在国（地域）主管当局又は輸入食品海外製造企業に書面で通知する。

第15条 登録を受けた企業は、中国国内向けに食品を輸出するにあたり、食品の内部及び外部包装上に中国での登録番号又は所在国（地域）主管当局が承認した登録番号を記載しなければならない。

第16条 輸入食品海外製造企業登録の有効期間は、5年とする。

税関総署は、輸入海外製造企業を登録するにあたり、登録有効期間の開始日及び終了日を確定しなければならない。

第17条 税関総署は、登録を受けた輸入食品海外製造企業リストを統一して公布する。

第三章 登録管理

第18条 税関総署は、自ら又は関係機関に委託して評価審査チームを組織し、輸入食品海外製造企業が登録要件に継続的に適合しているか否かの状況について再審査を行う。評価審査チームは、2名以上の評価審査担当者により構成する。

第19条 登録の有効期間内に、輸入食品海外製造企業の登録情報に変更が生じた場合は、登録申請ルートを通じて、税関総署に変更申請を行うとともに、以下の資料を提出しなければならない。

(一) 登録事項変更情報対照表

(二) 情報の変更に係る証明資料

税関総署が評価後に変更可と判断した場合、変更される。

製造地移転、法定代表者の変更又は所在国（地域）が付与する登録番号の変更については、登録の再申請を行わなければならない。中国での登録番号は、自動的に失効する。

第20条 輸入食品海外製造企業は、登録の延長を要する場合、登録の有効期間満了前3～6カ月以内に、登録申請ルートを通じて、税関総署に登録延長申請を行わなけれ

ばならない。

登録延長申請資料は、次のとおりである。

- (一) 登録延長申請書
- (二) 登録要件に継続的に適合することを誓約する旨の声明書

税関総署は、登録要件に適合する企業に対して登録を延長し、登録の有効期間を5年延長する。

第21条 登録済みの輸入食品海外製造企業が次に掲げるいずれかの状況に該当する場合、税関総署は、その登録を抹消し、所在国（地域）の主管当局又は輸入食品海外製造企業に通知するとともに、これを公布する。

- (一) 規定に従って登録延長を申請することをしなかった場合。
- (二) 所在国（地域）主管当局又は輸入食品海外製造企業が抹消を自主的に申請した場合。
- (三) 本規定第5条第（二）号の要件にもはや適合しなくなった場合。

第22条 輸入食品海外製造企業の所在国（地域）主管当局は、登録済み企業に対して有効な監督管理を実施しなければならず、登録済み企業に対して登録要件に継続的に適合するよう督促し、登録要件に適合しないことを発見した場合は、直ちに管理措置を講じ、改善により登録要件に適合するまで、関係企業による中国向け食品輸出を一時停止しなければならない。

輸入食品海外製造企業は、登録要件に適合しないことを自ら発見した場合、改善により登録要件に適合するまで、自主的に中国向け食品の輸出を一時停止し、直ちに改善措置を講じなければならない。

第23条 税関総署は、登録済み輸入食品海外製造企業がもはや登録要件に適合しなくなったことを発見した場合、規定の期間内での改善を命じ、改善期間は、関係企業による食品輸入を一時停止しなければならない。

所在国（地域）主管当局が登録を推薦した企業が輸入の一時停止を受けた場合、主管当局は、関係企業による規定の期間内での改善完了を監督するとともに、改善報告書及び登録要件に適合する旨の声明書を税関総署に提出しなければならない。

自ら又は代理人に委託して登録を申請した企業が輸入の一時停止を受けた場合は、規定の期間内に改善を完了するとともに、改善報告書及び登録要件に適合する旨の声明書を税関総署に提出しなければならない。

税関総署は、企業の改善状況について審査を行い、審査に合格した場合は、関係企業による食品輸入を再開しなければならない。

第24条 登録済みの輸入食品海外製造企業が次に掲げるいずれかの状況に該当する場合、税関総署は、その登録を取り消すとともに、これを公告する。

- (一) 企業自身の原因により、輸入食品に重大な食品安全上の事故が生じた場合。

- (二) 中国国内向け輸出食品について、入国検疫検査中に食品安全上の問題が発見され、情状が重大である場合。
- (三) 企業の食品安全衛生管理に重大な問題が存在し、中国国内向け輸出食品が安全衛生要件に適合することを保証できない場合。
- (四) 改善後もなお登録要件に適合しない場合。
- (五) 虚偽の資料を提出し、関連の状況を隠蔽した場合。
- (六) 税関総署による再検査及び事故調査への協力を拒んだ場合。
- (七) 登録番号を賃貸、賃借、譲渡、転売、不正使用した場合。

第四章 附則

- 第25条 国際機関又は中国国内向けに食品を輸出する国（地域）の主管当局が感染症の報告を発した、又は関連食品の入国検疫検査中に感染症、公衆衛生事象等の重大な問題を見つけた場合、税関総署は、当該国（地域）の関連食品輸入の一時停止を公告し、この期間には、当該国（地域）の関係食品製造企業の登録申請を受理しない。
- 第26条 本規定における所在国（地域）主管当局とは、輸入食品海外製造企業の所在国（地域）において食品製造企業の安全衛生監督管理を担当する公的機関をいう。
- 第27条 本規定は、税関総署がその解釈責任を負う。
- 第28条 本規定は、2022年1月1日から施行する。2012年3月22日旧国家品質監督検査検疫総局令第145号として公布され、2018年11月23日税関総署令第243号に基づき改正された「輸入食品海外製造企業登録管理規定」は、同時に廃止する。

中国輸入食品海外製造企業登録管理規定(仮訳)

2021年5月作成

日本貿易振興機構(ジェトロ) 農林水産・食品部 農林水産・食品市場開拓課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5186

禁無断転載